

スキー場利用約款

1. 目的

当約款は、当社スキー場利用者の安全利用の維持向上を目的としています。

当約款に定めのない事項については、関係法令の定めに基づき、関係法令に定めがない事項については「国内スキー等安全基準」（全国スキー安全対策協議会・1994年8月改訂版）に準じるほか、社会通念上の行動にも準じます。

2. スキー場での行動規則

スキー・スノーボードには、さまざまな特有の危険があり、特にスピードを伴うことから、個々人の行動には、自分自身の事故防止と他の人の安全に対して責任があり、注意義務が求められます。

次の事項には、ご注意ください。

① 他人への責任

スキー場では、決して他の人の体や持ち物に危害を与えないでください。

② 行動の一般的な注意

常に前方をよく見て滑り、体調・技能・地形・天候・雪質・混雑等の状況に合わせてスピードをコントロールし、いつでも人や物を避けられるように滑り方を選んでください。

③ 先をすべる人への配慮

うしろや上から滑ってゆく人は、先を滑っている人の邪魔をしたり、危険がないように進路を選んでください。

④ 追い越し

追い越すときは、追い越される人がどのような行動を取っても危険がないよう十分な間隔を残してください。

⑤ 下を滑る時の注意

コースに合流するときや、斜面を横切るとき、また滑り始めるときには、上と下に注意して、自分にも他人にも危険のないよう確かめてください。

⑥ コースをふさがない

コースの中で立ったり座り込んだりしてはならない。せまい所や、上からの見通しのきかない場所は特に危険であるため、転んだ時は出来るだけ早くコースをあけてください。

⑦ 登り・歩き・立ち止まり

登る時、歩く時、また立ち止まる時は、コースの端を利用してください。また、視界の悪い場合は、上から滑ってくる人には特に注意してください。

⑧ 流れ止めをつける

スキーやスノーボードには、流れ止めをつけてください。

⑨ 標識や警告・指示の尊重

標識や掲示物・放送等スキー場の警告に注意し、パトロールやスキー場係員の指示に従い、自分自身の事故防止にも努めてください。

⑩ 助け合いと協力の義務

事故に遭遇した時は、事故当事者に関わらず、救急活動と通報に協力をしてください。当事者・目撃者を問わず、身元を確認させていただくことがあります。

3. 注意事項

スキー・スノーボードをする場合には、次のような危険に出遭うことがあります。スキー場利用者はこれをよく理解のうえ、注意深く行動し、安全で快適なスキー場利用にご協力ください。

① 降雪・吹雪・降雨・濃霧など天候にともなう危険

ホワイトアウト(天候の具合で雪面の高低や凹凸が分かりにくい状況)を含む

② 崖・急斜面・溝・沢など地形に伴う危険

③ アイスバーン・深雪・クレバス・雪崩など雪質や雪面の状態による危険

ツリーウェル(樹木の傍に空いた深い穴)、ツリーホール(春先など雪解けにともない樹木まわりに 露出した地面)なども含む

④ 立木・切り株・茂み・岩石・露出した地表・水路など自然の障害物による危険

⑤ リフト支柱・人工降雪設備・標識・ロープ・マットなど人工の工作物との衝突による危険

⑥ 雪上車両との衝突の危険

⑦ スノーパークの利用にともなう危険

⑧ スキーヤー・スノーボーダーのスピードの出し過ぎによる危険

⑨ 自己転倒による危険

⑩ 他のスキーヤー・スノーボーダーとの衝突による危険

⑪ 疲労・飲酒・薬物・体調不良による危険

⑫ 不適切な用具の使用などによる危険

⑬ その他、これらに類する危険

4. 禁止行為

スキー場利用者に関して以下の行為を禁止いたします。

① コース外を滑走すること

② 閉鎖中のコースに立ち入ったり、滑走したりすること

- ③ 立木・リフト支柱・人工降雪設備・ネット・ロープ・マットなどの間近を滑走すること
- ④ 他のスキーヤー・スノーボーダーの間近を滑走すること
- ⑤ 他のスキーヤー・スノーボーダーの滑走を妨げること
- ⑥ 圧雪車(ゲレンデ整備車)・スノーモービルを含む全ての雪上車両に近づくこと
- ⑦ リフトの運行を妨げること
- ⑧ 飲酒や薬物等の影響により、心身が正常でない状態で滑走すること
- ⑨ 長時間コース内で立ち止まったり座り込んだりすること
- ⑩ その他、これらに類する行為

5.徐行義務

スキー場利用者に関して以下の状況では徐行してください。

- ① 徐行の標識があるところ
- ② 地形や障害物で、前方が見えにくいところ
- ③ シーズン初めや春先など積雪が十分でないとき
- ④ 降雪・吹雪・濃霧・日没時などで視界が悪いとき
- ⑤ ホワイトアウト(天候の具合で雪面の高低や凹凸が分かりにくい状況)のとき
- ⑥ 立木・切り株・茂み・岩石・露出した地表・水路など自然の障害物に近づいたとき
- ⑦ リフト支柱・人工降雪設備・ネット・ロープ・マットなどの人工の工作物に近づいたとき
- ⑧ コースの合流地点やコースが狭いところ
- ⑨ コースの脇や末端に近づいたとき
- ⑩ リフトの乗り場や降り場に近づいたとき
- ⑪ コースが混雑しているとき
- ⑫ キッズエリア(子供用ゲレンデ)に近づいたとき
- ⑬ 業務のために出動しているパトロールや運行している雪上車両に近づいたとき
- ⑭ その他、徐行しないと危険な箇所を滑走するとき

6.スノーパーク利用上の義務

スノーパークの滑走者は次のことを守ってください。

- ① 掲示板などの注意書に従う。
- ② 自らの能力と技術の範囲内で滑走する。
- ③ 着地点の周囲の安全を確認してからスタートする。
- ④ ヘルメットその他必要な防具を着用する。

7. 子供の保護者・付添人の責務

- ① 保護者・付添人は子供の能力を見極め、子供を危険に合わせないように努める。
- ② 保護者・付添人は子供に対して、スキー場で守るべきルールについて教えてください。

8. 償請求及び費用負担

当社では、スキー場の行動規則、注意・禁止事項に違反した行為によって発生した一切の事故の責任を負いかねるとともに、当社に損害又は賠償費用が発生した場合には、その事故を発生させた利用者に対してこの損害の賠償又は発生した費用を請求させていただきます。

本約款等に違反し、閉鎖されたコースや立入禁止の区域に出たスキー場利用者又はその知人等から当社に遭難救助の申告があったときは、当社単独又は当社と関係官公庁等が協力して救助活動を行いますが、当社は救助活動終了後、捜索・救助に要した人件費、雪上機器費用、索道運行費用、照明電気費用、その他発生した費用の一切を当該スキー場利用者に請求させていただきます。

9. 不可効力

天災その他の不可抗力に基づく事由により、スキー場利用者の安全が確保できないおそれがある場合には、スキー場又はリフトの全部又は一部の営業を休止させていただくことがあります。

10. その他

「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」(平成4年3月1日施行)による指定暴力団及び指定暴力団員並びに反社会团体及び反社会团体員等(暴力団及び過激行動団体等ならびにその構成員)の方々のご利用は、固くお断りいたします。

以上